

相続 宅建 H11-03-1 《#719》

【問】正誤をつけよ。

相続開始の時ににおいて相続人が数人あるとき、遺産としての不動産は、相続人全員の共有に属する。

【答え】正しい

《ポイント》 共同相続の効力 【★入門】

相続人が数人あるときは、相続財産は、その共有に属する。（民法 898 条）

《関連知識》 【★入門】

各共同相続人は、その相続分に応じて被相続人の権利義務を承継する。（民法 899 条）

